

第3章 手帳

1. 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体上の障害程度に該当すると認定された方に対して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため交付されるものです。

手帳が交付されると、各種の福祉サービスを受けることができるようになります。

1. 対象者

身体障害者手帳とは、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体（手足など）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能・肝臓に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証明するものとして宮城県から交付されるものです。

障害の程度は重い方から順に、1級から6級まであります。

2. 交付申請手続き

(1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係

(2) 必要な書類等

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・3ヶ月以内に作成された指定医師の診断書
- ・写真（たて4cm×よこ3cm）2枚
- ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
- ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

※15歳未満の児童の場合は、保護者の方が本人の代わりに申請してください

3. 手帳交付後に届け出等を必要とする事項

- (1) 居住地・氏名が変わった場合
- (2) 手帳を紛失・破損した場合
- (3) 障害程度が変わった場合
- (4) 新しい障害の追加がある場合
- (5) 手帳に有効期限がある場合
- (6) 本人が亡くなった場合

2. 療育手帳

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする方に対して、一貫した療育・援護等を行うため交付されるものです。

手帳が交付されると、各種の福祉サービスを受けることができるようになります。

1. 対象者

宮城県北部児童相談所、宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方に、宮城県から交付されるものです。

障害の程度は重い方から順に、A（重度）、B（その他）の分類で交付されます。

2. 交付申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・療育手帳交付申請書
 - ・写真（たて4cm×よこ3cm）2枚
 - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - ・必要に応じて、母子手帳やその他参考資料、また18歳以上の方が初めて交付を受けようとする場合、成績表等、18歳までに知的障害があったと判断できる資料が必要となります。
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）
- (3) 判定を行う機関
 - ・18歳未満の児童は、宮城県北部児童相談所において判定
 - ・18歳以上の方は、宮城県リハビリテーション支援センターにおいて判定

3. 手帳交付後に届け出等を必要とする事項

- (1) 居住地・氏名が変わった場合
- (2) 手帳を紛失・破損した場合
- (3) 本人が亡くなった場合

4. 手帳交付後の障害の程度の確認

療育手帳は障害の程度によりA（重度）またはB（その他）に区分されます。手帳の交付後、障害の程度を確認するために数年ごとに再度判定を行います。原則として、手帳取得時（前回の判定年月）から未就学児は2年後、小学生から18歳未満は3年ごとに北部児童相談所で判定を行い、18歳以降に初めて判定した次の判定は5年後、その後は、10年ごとに宮城県リハビリテーション支援センターで判定を行います。（場合によっては次の判定年月が前後して設定されることもありますので、実際に手帳に記載されている次の判定年月を確認してください。）

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進と自立を支援するため交付されるものです。手帳が交付されると、各種の福祉サービスを受けできるようになります。

1. 対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受ける方（知的障害者の方は含まれません）に対して、宮城県精神保健福祉センターにおいて、障害等級の判定を行い、宮城県から交付されます。

障害の程度は重い方から順に、1級から3級まであります。

- 1級：精神障害があつて日常生活能力がない方（概ね障害年金1級相当の方）
- 2級：精神障害があつて日常生活に著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方（概ね障害年金2級相当の方）
- 3級：精神障害があつて日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の方（概ね障害厚生年金3級相当の方）

2. 交付申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・ 障害者手帳申請書
 - ・ 3ヶ月以内に作成された医師の診断書（初診日から6か月以上経過した時点のもの）または、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、年金証書等の写し
 - ・ 写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
 - ・ 個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・ 本人確認ができるもの（運転免許証 など）

3. 手帳の更新手続き

精神障害者保健福祉手帳は、交付日から2年間の有効期限があり、2年ごとに更新手続きが必要となります。

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 申請開始日 期間が満了する約3か月前より更新の手続きが可能となります。
- (3) 必要な書類等
 - ・ 障害者手帳申請書
 - ・ 医師の診断書または、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、年金証書等の写し
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・ 本人確認ができるもの（運転免許証 など）

4. 手帳交付後に届け出等を必要とする事項

- (1) 居住地・氏名が変わった場合
- (2) 手帳を紛失・破損した場合
- (3) 本人が亡くなった場合